

令和2年度

桐生市木造住宅耐震化事業のご案内

桐生市では、木造住宅の耐震化を促進するために次の事業を実施いたします。
なお、Ⅱ耐震改修補助金交付金事業の実施にあたっては、次世代住宅ポイント制度や他の補助金等と併用はできませんのでご注意ください。

I 耐震診断技術者派遣事業

Ⅱ 耐震改修補助金交付事業

桐生市

I 木造住宅耐震診断技術者派遣事業

1 対象となる方

本市の住民で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 自己用の住宅で、現在その住宅に居住している方
- (2) 市税等を滞納していない方
- (3) 桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方

*この事業は、同一の住宅及び所有者について1回限りとなります。

2 補助の対象となる住宅

次のいずれにも該当する一戸建ての住宅（空家、貸家を除く）が対象です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に、原則として建築確認を得て着工されたもの
- (2) 木造在来軸組工法で建築されたもの
- (3) 地上2階以下のもの
- (4) 併用住宅においては、居住の用途部分の面積が1/2以上であるもの
- (5) 昭和56年6月1日以降に増築工事に着工した場合、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1以内のもの

3 提出書類等

- (1) 申請書(要綱：様式第1号)
- (2) 確認通知書 又は 案内図・平面図
- (3) 完納証明書 又は 納税状況確認に関する同意書(要領：様式第1号)

*認印をご持参ください

4 耐震診断等の費用

- (1) 耐震診断費 無料
- (2) 交通費 1,000円(診断技術者に、直接お支払い下さい。)

～「平面図がない場合」、「平面図と現況とが異なる場合」～

- (3) 図面作成費 実費(9,000円程度)を診断技術者に、直接お支払い下さい。

*延べ面積が200㎡を超える場合は、割増料金がかかりますのでご理解をお願いいたします。

5 申込方法

- (1) 募集期間 令和2年6月8日(月) 午前10時00分

～令和2年9月30日(水) 午後3時

[募集開始後は、月～金曜日(祝日除く)、8:30～16:00(12:00～13:00除く)にて
随時受付いたします。]

- (2) 募集件数 5件(受付順。ただし、書類審査後に派遣決定いたします。)
- (3) 申込先 都市整備部建築指導課(新館4階) 電話 46-1111(内線672)

Ⅱ 耐震改修補助金交付事業

1 耐震改修の種類

耐震改修工事	定 義
耐震補強工事	一般的な耐震改修工事のことで、現行の耐震基準を満たす改修工事を行うこと。

2 対象となる方

本市の住民で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 自己用の住宅で、現在その住宅に居住している方
- (2) 市税等を滞納していない方
- (3) 以前に、この事業による補助金の交付を受けていない方
ただし、「耐震補強工事（従前改修）」は、この限りではありません。
- (4) 桐生市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない方

3 補助の対象となる住宅

次のいずれにも該当する一戸建ての住宅（空家、貸家を除く）が対象です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に、原則として建築確認を得て着工されたもの
- (2) 木造在来軸組工法で建築されたもの
- (3) 地上2階以下のもの
- (4) 併用住宅においては、居住の用途部分の面積が1/2以上であるもの
- (5) 昭和56年6月1日以降に増築工事に着工した場合は、増築部分の延べ面積が既存部分の2分の1以内のもの
- (6) 耐震診断技術者による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

4 補助の内容

事業名	耐震改修工事の要件	補助額	施工者
耐震補強工事	耐震補強設計を行い、上部構造評点を1.0以上となるよう耐震補強するもの。	工事費用 ^{*1} の1/2の額。ただし、100万円を上限とします。	建設業法第3条に規定する建設業の許可を得た者となります。

*1：工事費用とは、耐震改修に係る工事費と工事監理費とを合算した費用です。

*2：リフォーム工事の見積書等は別に作成してください。

*3：次世代住宅ポイント制度や他の補助金と重複して申請できませんのでご注意ください。

※補助金申請時の工事内容をやむを得ず変更する場合は、事前にご相談をして下さい。

5 提出書類

書類の提出は、申請者本人のほか、申請者から委任を受けた設計者等による代理申請も可能です。代理申請の場合は、委任状（指定様式はありません。）が必要となりますのでご準備ください。

i 耐震補強工事

～ 補助金交付申請 ～

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 付近見取図
- (3) 耐震改修工事等の設計図書
- (4) 耐震改修工事等に要する費用見積書等の写し
- (5) 建築確認済証の写し（耐震改修工事等により建築確認が必要な場合に限る）
- (6) 耐震診断の結果
- (7) 耐震診断技術者の木造住宅耐震診断調査資格者認定証の写し又は木造住宅の耐震診断と補強方法（財団法人日本建築防災協会発行）に基づく講習会を修了したことを証する書類の写し
- (8) 申請者の市税等の完納証明書及び住民票
- (9) 本事業を利用した簡易耐震改修工事の内容のわかる書類
- (10) その他市長が必要と認めた書類

～ 完了報告 ～

*工事完了日から30日以内もしくは令和3年2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

- (1) 完了報告書（様式第6号）
- (2) 耐震改修内訳書（様式第7号）
- (3) 耐震改修工事等に係る契約書の写し

- (4) 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し
- (5) 耐震改修工事等の工事前、工事中及び工事後の写真
- (6) 検査済証の写し（耐震改修工事等により建築確認を要した場合に限る）
- (7) 耐震診断による補強後の診断結果を証する書類（申請時と異なる場合に限る）
- (8) 工事監理報告書
- (9) 補助金支払請求書（様式第8号）

6 申込方法

- (1) 募集期間 令和2年6月15日(月) 午前10時00分
～令和2年9月30日(水)午後3時
[募集開始後は、月～金曜日(祝日除く)、8:30～16:00(12:00～13:00 除く)にて
随時受付いたします。]
- (2) 募集件数 予算の範囲内
[原則として、受付順となります。書類等を審査した後に、交付決定いたします。]
- (3) 申込先 都市整備部建築指導課(新館4階)
電話 46-1111(内線672)

7 その他

- ・耐震改修に関連しないリフォーム工事は、補助の対象になりません。また、リフォーム工事を併せて行う場合、見積書及び契約書は耐震改修工事と別に作成して下さい。
- ・次世代住宅ポイント制度や他の補助金等と併用はできませんのでご注意ください。

お問合せ先



桐生市都市整備部建築指導課（新館4階）

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

電話 0277-46-1111（内線672）

FAX 0277-46-2307

ホームページ <http://www.city.kiryu.gunma.jp/>